

## 戸籍制度を取り巻く近年の状況と今後の対応について

### 1 近年における主な戸籍法の改正等(別紙参照)

(1)戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)が、令和元年5月24日可決成立し、同月31日に公布された。同法施行は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内で政令で定める日とされ、令和6年3月1日に決定した。

<主な区民への影響>

ア 自らや父母等の戸籍について、本籍地以外の市区町村においても戸籍謄本の発行が可能となる。(戸籍謄本等の広域交付)

イ 戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付が省略可能となる。

(婚姻、離婚、養子縁組等)

ウ 各種社会保障手続における戸籍謄抄本の添付が省略可能となる。

(年金、児童扶養手当等、試行運用を経て本格運用を開始する)

(2)戸籍法の改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)等の一部を改正する法律」案が、令和5年6月2日可決成立し、同月9日に公布された。戸籍法等の改正部分の施行は、公布の日から起算して、以下のア、イについては2年を超えない範囲内、ウについては3年を超えない範囲内で政令で定める日とされている。

<主な区民への影響>

ア 戸籍の記載事項に「氏及び名の振り仮名」を追加する。

イ 住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加する。

ウ マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名及びローマ字」を追加する。

### 2 戸籍謄本等の広域交付の開始に伴う中野区事務手数料条例の改正

令和元年の戸籍法改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務の追加、届書等情報内容証明書の交付等が新たに追加されるため、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正に伴って中野区事務手数料条例の改正を行う必要がある。

### 3 戸籍に記載されている者に係る「氏及び名の振り仮名」の収集及び戸籍への記載

本籍地の市区町村長は、令和5年の戸籍法の改正を含むマイナンバー法の改正に伴い、令和7年度に見込まれる戸籍法改正の施行日後、戸籍に氏及び名の振り仮名を記載することとなるが、氏及び名の振り仮名の情報を保有していないため、中野区を本籍地としている者(以下、「区本籍人」という。)に対して、以下のとおり氏及び名の振り仮名の収

集及び戸籍への記載を行う必要がある。

(1)区本籍人口数 321,520人(令和5年10月31日時点)

(2)氏及び名の振り仮名の収集及び届出による戸籍への記載

ア 本籍地の市区町村長は、戸籍法改正の施行日後に遅滞なく、区本籍人に対し、戸籍に振り仮名として記載しようとする文字を通知する。戸籍に振り仮名として記載しようとする文字は、各自治体の住民記録システムに保有されている氏名の振り仮名情報を基に仮登録することが想定されている。

イ 区本籍人は施行日から起算して1年以内に限り、通知に対して、現に使用している氏及び名の読み方が異なる者は、市区町村長に戸籍の氏及び名の振り仮名の届出をすることができる。

ウ 本籍地の市区町村長は、届出があった場合、審査を経たのち戸籍の記載を行う。

(3)職権による戸籍への記載

ア 本籍地の市区町村長は、戸籍法改正の施行日から起算して1年を経過した日までに、氏及び名の振り仮名の届出のなかった者に係る戸籍について、職権で管轄法務局の許可を得て氏及び名の振り仮名の記載をする。

イ 職権により戸籍に振り仮名が記載された者で、その振り仮名と、現に使用している氏及び名の読み方が異なる者は、一度に限り、戸籍の振り仮名を現に使用している読み方に変更する旨の届出をすることができる。

ウ 本籍地の市区町村長は、届出があった場合、審査を経たのち戸籍の記載を行う。

(4)戸籍情報システム及び関連システムの改修

戸籍、住民票等への振り仮名の追加にあたって、以下のシステムについて必要な改修を行う。

ア 戸籍情報システム:戸籍への記載事項追加等に係る改修

イ 戸籍附票システム:戸籍附票への記載事項追加等に係る改修

ウ 住民記録システム:住民票等への記載事項追加等に係る改修

エ コンビニ交付システム:住民票の写しへの記載事項追加等に係る改修

(5)システム改修に係る予算措置

戸籍情報システムの改修について、令和5年度中を予定していたが、国からの詳細なシステム要件の提示に遅れが発生しており、いまだ改修に着手することが出来ていない。また、その他の関連システムについてはシステム要件の提示が令和5年7月に入ってから示された。

一方で、戸籍情報システム及び関連システムの改修経費は、その全額又は一部が国庫補助の対象となることが令和5年度に入ってから順次示され、申請にあたって令和5年度中の予算措置を求められている。このため、改修に必要な経費の予算措置についての検討を行う必要がある。

#### 4 今後の予定

令和5年12月	システム改修にかかる国庫補助の申請の開始
令和6年3月1日	戸籍謄本等の広域交付の開始、戸籍の届出、各種社会保障手続き（試行運用開始予定）における戸籍抄謄本の添付の省略の開始
令和6年度	戸籍情報システム及び関連システムの改修 収集した振り仮名の戸籍情報システムへの仮登録の開始
令和7年度	振り仮名の通知及び届出の受付、戸籍への記載の開始、及び、住民票への振り仮名の追加の開始 交付する証明書への振り仮名の記載の開始
令和8年度	届出のない者の戸籍への振り仮名の職権記載 マイナンバーカードへの振り仮名及びローマ字の記載の開始

※法の施行日の一部が確定していないため、変更を要する可能性がある。

資料 対応 項番	法律等	資料 対応 項番	主な区民への影響、区による作業等	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
1 (1)	戸籍法の一部を改正する法律 (法律公布日：令和元年5月31日)	ア	自らや父母等の戸籍について、本籍地以外の市区町村においても戸籍謄本の発行が可能となる。 (戸籍謄本等の広域交付)				
		イ	戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付が省略可能となる。 (婚姻、離婚、養子縁組等)				
		ウ	各種社会保障手続における戸籍謄抄本の添付が省略可能となる。 (年金、児童扶養手当等)				
				法施行（法律公布から5年以内）に伴う運用開始 ※法施行日 令和6年3月1日 ただし、ウについては、上記施行日から試行運用（予定）を経て、本格運用を開始			
1 (2)	戸籍法の改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」 (法律公布日：令和5年6月9日)	ア	戸籍の記載事項に「氏及び名の振り仮名」を追加する。	法律公布日 令和5年6月9日			
		イ	住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加する。				
		ウ	マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名及びローマ字」を追加する。				
		3(2) 及び 3(3)	戸籍に記載されている者に係る「氏及び名の振り仮名」の収集及び戸籍への記載				
				法施行（法律公布から2年以内）に伴う運用開始 ※法施行日未定			
				法施行（法律公布から3年以内）に伴う運用開始 ※法施行日未定			
				仮の振り仮名の通知 振り仮名の届出期間（施行日から1年間） ※振り仮名をそれぞれ届出 ※施行後1年を経過した後に届出が無い者については、住民記録システムから仮登録した振り仮名情報を職権で記載			
				振り仮名の職権記載			
				戸籍情報システム 戸籍附票システム 住民記録システム コンビニ交付システム			